## （参考資料２）

**ＮＥＤＯ先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について**

「ＮＥＤＯ先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」（別添11）に従い、研究開発テーマ（プロジェクト）において知財合意書を作成する必要があります。以下に、知財合意書の作成例を提示しますので御活用ください。知財合意書の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成２７年５月）も併せて御参照ください。

なお、本作成例は一例として示したものであり、当該基本方針に従い、プロジェクトごとに具体的な内容及び追加的に定める事項について検討することが可能です。

ＮＥＤＯ先導研究プログラム／マテリアル革新技術先導研究プログラム

／（研究開発テーマ名を記載）

「知財合意書」

（目的）

第１条　本合意書は、「ＮＥＤＯ先導研究プログラム／マテリアル革新技術先導研究プログラム／（研究開発テーマ名を記載）」（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産の取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

（定義）

第２条　本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　発明

　　ロ　考案

　　ハ　意匠の創作

　　ニ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置の創作

　　ホ　種苗法第２条第２項に規定する品種の育成

　　ヘ　著作物の創作

　　ト　技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

　二　「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

　三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成１０年法律第８３号）第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位（以下「産業財産権」と総称する。）

　　ロ　著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

　　ハ　ノウハウを使用する権利

　四　知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

　五　「プロジェクト参加者」とは、本プロジェクトを実施する別紙１に記載された者をいう。

　六　「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者をいう。

（知財運営委員会）

第３条　本プロジェクトにおける知的財産の取扱いを適切に行うため、知財運営委員会を設置する。

２　知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いについて審議決定する。

３　知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。

（秘密保持）

第４条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者（その研究開発従事者を含む。）から開示され、かつ開示の際に秘密である旨明示された技術上の一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

　一　開示を受ける際、既に公知となっていたもの

　二　開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの

　三　開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの

　四　開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

　五　開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、又は創出したもの

２　プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

（本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第５条　プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。

（発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続き）

第６条　プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。

２　知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規則に基づき、当該発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定する。

（出願による権利化）

第７条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。

２　知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡させることができる。

３　本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

（本プロジェクトの実施により得られた知的財産権の帰属）

第８条　本プロジェクトの実施により得られた知的財産権（以下「フォアグラウンドＩＰ」という。）は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

２　発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。

（共有するフォアグラウンドＩＰの取扱い）

第９条　プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。

（知的財産権の実施許諾）

第１０条　プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰ以外の知的財産権を含む。以下本条において同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

２　前項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。

（プロジェクト成果の後継プロジェクトへの活用）

第１１条　マテリアル革新技術先導研究プログラムの目的に照らして、フォアグラウンドＩＰの保有者は、プロジェクト成果を基にした後のプロジェクト（「後継プロジェクト」という。以下同じ。）が実施される場合には、後継プロジェクトの参加者の当該プロジェクト期間中における研究開発活動に対して、ＮＥＤＯが求めたときは、当該フォアグラウンドＩＰを実施許諾するものとする。

（フォアグラウンドＩＰの移転先への義務の承継）

第１２条　プロジェクト参加者は、フォアグラウンドＩＰの移転を行うときは、第７条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。

（本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い）

第１３条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとする。

（協議）

第１４条　本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

（本合意書の改訂）

第１５条　知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

２　知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前に国に届け出るものとする。

（有効期間及び残存条項）

第１６条　本合意書は、○年○月○日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第７条から第１２条までの規定は、フォアグラウンドＩＰの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドＩＰについて有効とする。

本合意書が有効であることの証として本書○○通を作成し、本プロジェクトの当事者である参加者がそれぞれ記名捺印の上１通を保有する。

２０○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・